各市町村長 様

福島県保健福祉部長 (公印省略)

東日本大震災義援金の追加配分について(通知)

昨年12月8日に国の義援金配分割合決定委員会により決定された、国(日本赤十字社等)義援金の追加配分について、今回下記のとおり送金されることとなりました。

つきましては、下記のとおり送金いたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1 配分方法

今回送金される国(日本赤十字社等)義援金について、次のとおり配分いたします。

国(日本赤十字社等(内閣府受付分含む))義援金本県への送金額		169億3千万円
(1)	第1次配分、第2次配分の被害増加分	149億2千万円
(2)	第2次配分の追加配分	16億6千万円
県留保額		3億5千万円

(1) 第1次配分、第2次配分被害增加分(約149億2千万円)

・第1次配分、第2次配分について、昨年末の被害件数報告の際に増加の報告のあった市町村 に対して必要額を配分します。

(2) 第2次配分の追加配分(約16億6千万円)

- ·第2次配分の第4回目の追加配分として各市町村へ配分します。
- ・被害1ポイント当たり15.000円。

(参考:第1回目 560,000円、2回目 75,808円、3回目60,000円)

- ※第2次配分の追加配分であるため、被災者への配分基準は、市町村が地域の実情に応じて決定してください。
- ※第1次配分、第2次配分については、後日精算を行います。しかし、日本赤十字社では、 留保額は持っておりませんので、追加送金については、県における留保額の範囲内にて行 います。

2 福島県受入義援金について

1の(1)と同様、被害増加件数分の第1次配分、第2次配分の必要額を送金します。

福島県義援金 残額 (※)	27億3千万
第1次配分、第2次配分 被害増加分	25億1千万
留保額	2億2千万

[※]福島県義援金受入総額188億4千万円、うち市町村配分済額161億1千万円。

3 市町村への送金日

平成24年2月1日(水)に各市町村に送金する予定です。

各市町村毎の配分額については、別途お知らせします。

4 義援金の今後について

国(日本赤十字社等)義援金の受付期間は、平成24年3月31日までとなっており、今後、3月31日まで受け付けた義援金分が4月以降に追加配分の可能性はありますが、受付額は震災直後と比べると著しく減少してきており、今までのような金額を配分できるだけの義援金額にはならないものと思われます。

また、福島県義援金については、平成24年4月1日以降も受け付ける方向で検討をして おりますが、国(日本赤十字社等)義援金と同様、受付額は著しく減少してきており、配分 時期、金額は未定です。

今後の配分については、義援金の受付状況によることとなりますが、上記のような状況に あることを御承知おきください。